博士論文 (要約)

19 世紀日本の基金財政と地域経済の形成 一地域基金による経済の組織化一

> 東京大学大学院経済学研究科 経済史専攻 博士課程 酒井 一輔

論文の内容の要約

論文題目 19世紀日本の基金財政と地域経済の形成一地域基金による経済の組織化一 氏 名 酒井 一輔

世界市場に対する国民経済も、大企業のなかの内部労働市場や内部資本市場も、十分に発達した市場経済を仕切るように形成された、ひとつの経済システムである。これらは、一面では競争を抑止するように作用し、しかし、もう一面では、内部での競争を促進させ、経済成長そのものに貢献する場合もある。そこに着目した斎藤修が、中世から近代にいたる経済史を、非市場組織による市場を仕切る機能と原子論的市場の勃興のせめぎあいの歴史である、と述べたように、江戸時代後半から明治時代へと至る19世紀の日本もまた、統一的な国内市場が成立していく一方で、こうした統一的な市場を画するように、経済活動が一定の地理的・空間的なまとまりもって展開し、一種の経済圏が多極的に成長した。かかる経済圏あるいは経済圏内で営まれる経済活動を「地域経済」と呼ぶとすれば、地域経済の展開は、マクロ的な経済成長、あるいは19世紀末にみられた本格的な工業化や近代産業の成立、に少なからぬ貢献を果たすものでもあった。本論は、この地域経済が形成される過程と地域経済が存立しうる物質的基盤を、19世紀の地域団体・地方自治体の経済活動(財政)を分析することによって明らかにしようとする試みである。

19世紀の地域団体・地方自治体の財政運営について、本論が特に着目するのは、基金の存在と機能である。当該期、行政村や部落などの自治体・地域団体が林野や金穀などの共有財産を有し、この共有財産が、その団体内の共同体的秩序を構築する物質的基盤として無視し得ぬ役割や影響を有していたことは、明治地方自治制や日露戦後の地方改良運動を対象とする諸研究のなかで夙に指摘されている。しかし、これまでの近代地方財政史研究では、財政学・財政史の一般的な説明から逸脱するような、共有財産を活用した行財政が展開される歴史的経緯や意義について、必ずしも十全に説明されてこなかった。

そこで本論では、地域社会が共有財産として有していた金銭米穀などの動産を主要資産とする地域基金に焦点を絞り、地域基金を財政運営上で積極的に活用する基金財政が形成されていく過程を辿り、かかる基金財政の展開が地域の社会・経済に与えた影響、とりわけ、基金財政の展開が経済的な利害を通じて地域を統合・組織化していく仕組みを明らかにすることを課題とする。

以上の課題設定に対応して、本論では、次のような方法と視角を用いている。1点目は、近代経済成長を準備・開始した 19世紀をひとつの時間軸として捉え、明治維新を分析の起点あるいは終点とするのではなく、近世・近代という既存の時代区分を通貫した分析を行うことである。そして2点目は、近世後期に顕著となった非農業部門の経済発展と市場経済化が、既存の統治制度との間でさまざまな矛盾や紛争を発生させ、当該期の地域団体・地方自治体(の財政運営)がこれらをどのように解決したのか、を近世後期に経済的な発展を遂げ

た地方の町場を定点観測の場として探ることである。このような方法と視角を用いるのは、 基金財政が成立したことの歴史的意義を、社会経済的な背景やプロセスに即して内在的に 理解し評価するためである。

本論は、以下の第1章から第5章、そして、結論をまとめる終章から構成される。

- 第1章 近世後期の町場における宅地開発と行財政運営の変容
- 第2章 近世後期の町場における「町 |財政の構造
- 第3章 旗本領主財政の外部委託と基金形成
- 第4章 明治期における地域基金の社会経済的機能
- 第5章 近代法制度下での組織再編と地域形成

第1章では、人口増加や市場経済化の著しい近世後期の町場において展開した宅地開発に着目し、町場における宅地開発が幕藩制的支配制度とりわけ石高制との間でいかなる矛盾を生じさせていたのかを検討した。制度上は村と同じ支配制度のもとにあった町場において、宅地開発の展開は、耕作の放棄、高持・水呑という身分序列の形骸化などを惹起させ、幕藩制的支配制度に逸脱的な現象であることが既に指摘されている。本論では、とくに、商人や豪農など非農業部門からの所得を多く獲得する経済主体を中心に、所持石高と実質的な経済力との乖離が生じていったことに注目した。この点は、石高を課税標準として公租公課の賦課を行う石高制のもとで、深刻な問題を生じさせたと考えられるからである。本章では、まず、関東や畿内における64の町場を取り上げて、宅地開発の展開の一般性を概観した。そのうえで、関東でも有数の町場である下総国香取郡佐原村を対象として、所持石高と実質的な経済力との乖離が実際に生じていたこと、それが、所持石高からでは実際の経済力を推し量ることの難しい「無高ニ而も有徳之商人」を発生させたこと、石高制のもとでは、彼らに対する適正水準の課税・負担配分がなしえない状況(社会的問題)が生み出されていたことを明らかにした。

第2章では、同じく佐原村内部に存在した「町」という地縁的住民組織に着目して、第1章で明らかとなった社会的問題の解決に寄与する、新たな行財政運営の仕組みが生み出されていったことを検討した。町という団体に着目したのは、それが既存の幕藩制支配機構に定置されていなかった非公式的な組織であるとともに、面接性と包摂性の高さゆえに各世帯の経済力を具に観察・測定することのできる住民情報把握の優位性を有してと考えられるからである。そこでは、差等割賦課方式と基金運用方式とでも言うべき 2 つの特徴的な財源調達の方法が確認された。前者は、独自の等級基準を定めて世帯間の負担額に差等を設ける賦課方式である。所持石高とは別途独立して設定される等級基準は、土地所持の多寡に関わらず経済力の高い商人や資産家により多くの費用負担を求める方式であり、「無高ニ而も有徳之商人」に対する有効的な課税標準足りえるものであった。一方、後者の基金運用方式は、主に経済力の高い商人や資産家がよりおおくの資金を拠出して財政運営のための基金を造成し、それを利殖して得られる運用益を財源に用いる方式である。この方式は、住民

一般に負担を求めることなく、財源を調達するための仕組みである。本章では、これら2つの財源調達の方式の具体像を明らかにするとともに、後者の基金運用方式について、これを積極的に導入しようとした財政運営担当者のなかに、基金を通じた利殖運用の結果として、地域の経済諸諸主体に比較的低利な資金が供給され、地域内の資金循環が円滑化されることの期待が存在したことを指摘した。

第3章では、地域の経済発展を牽引する商人や資産家たちが、地域社会の代表者として、 自らを支配する旗本領主の財政運営にも参画するなかで、領主財政をいかに変容させたの か、地域基金をどのように形成・活用していったのかを、引き続き佐原村を対象として検討 した。検討の結果、財政運営の特徴的な点として、以下の諸点が看取された。①知行地から 借り入れた長期債務の償還を、江戸からの債務償還よりも、優先していた。②余剰資金を財 政内部に貯蓄し、独立した勘定口を持った基金として、知行地及び周辺地域の商人たちに貸 付運用される別廉積置金が形成された。③別廉積置金からの資金授受のうち、知行地部門へ の資金供給には利息が付されないが、領主家政部門への資金供給には利息が計上された。以 上の諸事実から、領主の財政運営に参画した商人や資産家たちが、地域という枠組みを明確 化させて、そこに資金を蓄積させ、地域内での循環を図ろうという志向を有していたと考え られる。一般的に、近世期の領主財政は、領主の私的な家政のために機能するのと同時に、 領民の生産と生活の維持(民政)を目的とした公共的な側面を併せ持つ。前者を、後者をと 呼ぶとすれば、彼らの参画によって、領主家の財政と地域(領民)の財政の区分が明確化さ れ、地域の財政としての性格が強化されていった。加えて、この基金(別廉積置金)は、領 主財政内部に形成されたものでありながら、地域の他の商人に対する貸付と地域の公共的 な事業の支出に供用されるとともに、明治維新後も財政運営担当者たちの元に残されて、引 き続き社会基盤整備の財源として用いられていた。これらの観察事実から、ここで生み出さ れた基金が、領主の家計・家産とは切り離され、これと対置される地域共有の財産として活 用されるもの、すなわち、地域社会によって共有される地域基金であったことを指摘した。

第4章では、近世来の遺産として継承された地域基金が、明治維新以降の近代化の過程で、地域の社会と経済にいかなる役割と意義を果していたのかを明らかにした。まず、明治初年の府県統計書をもとに、近世期に形成された地域基金が全国的に見てどの程度の一般的に存在するのか、その主な使途や共有範囲(一村、複数村、あるいは一郡規模なのか)などを推計した。その結果、近世後期に数多く形成されたこのような地域基金は、明治初年において「民積」とも称され、特定の府県に限られず全国的に存在していたことを確認した。そのうえで、もっとも一般的にみられた形態として、備荒貯蓄のための基金を複数町村で共有した事例、具体的には愛媛県下浮穴・伊予郡34か村によって形成された「郡中貯えば」の例を通じて、郡中貯えが、近世期とは経営内容を大きく変化させて、運用面では、国債や地方債の他、地元の銀行、産業組合へ集中的に投融資されたこと、支出内容においては、小学校や郡役所の建設・維持などの社会基盤整備に活用されたことが判明した。また、その過程で、地域基金の運用先及び支出対象を、基金を共有する地域内に限定しようとする志向が強く

働いていたこと、このことが地域基金を所有し、その受益の対象となる範囲を人々のなかで 明確化させることへとつながるとともに、その範囲内で資金が蓄積・循環されることで、共 通的な利害が生み出される契機となっていったことも明らかとなった。

第5章では、同じく郡中貯え及び旧仙台城下の町人地24か町共有の「日掛銭」を事例に、これら地域基金が、所有権の明確化を求める近代法制度に即して再編される過程を分析した。近世期に形成された地域基金は、その共同所有のあり方として、集団的制約の強い「総有」的性格を色濃く有していたために、所有権者個々の個別的所有権の明確化を求める近代法体系、そして、近世来の町村に合併を求める近代地方自治制度、これらの確立過程で、地域基金を個別の町村や住民に分割すべきか否かをめぐって、地域社会内部で紛争が生じることも珍しくなかった。本章では、この紛争の過程に着目して、近世来の遺産である地域基金が近代法制度のもとで維持される要因を探り、①当該の基金が、地域住民や各町村の個別所有権に対する団体的制約の強い「総有」的な性格の下で、近世以来長期間管理されてきたという歴史的経緯、②近代以降も社会・経済上で実利的な意義を持ち、当該基金をめぐる経済的利害が住民間に広く共有されていたこと、の2点があったことを確認した。これを踏まえて、近代行政町村や部落とは原理的に異なる、換言すれば、法・行政制度に依存した権力関係でも日常的な生活協同関係でもなく、経済的利害の共有を源泉として、ひとつの団体が生み出されたこと指摘した。

これら第1章から第5章までの検討内容をもとに、終章では、近世後期の市場経済化と幕藩制的支配制度との間の矛盾に対処するため、地域基金を財源として積極的に活用する基金財政が展開し、地域基金をめぐる経済的利害が共有されることによって、特定の地域が経済的に意味を持つひとつの空間へと統合されていったことを論じた。

(第1章の一部は、酒井一輔「近世後期の町場における宅地化と行財政運営の変容―下総国香取郡佐原村を中心に一」、『歴史と経済』、第236号、2017年7月、1-16頁に含まれている。第3章の一部は、酒井一輔「幕末期旗本財政の変容と地域経営」、『社会経済史学』、第80号第2巻、2014年8月、3-26頁に含まれている。第4、5章の一部は、酒井一輔「近代移行期における共有財産の再編と地域形成一近世的遺産の所有権と分割・維持問題一」『社会経済史学』、(掲載決定、掲載号・時期未定)に含まれている。含まれていない部分に関しては、学位授与後、5年以内に出版予定である。)